

## 愛労委令和元年（不）第4号事件（7条2号）

### 1 事案の概要

本件は、被申立人Yが、申立人X組合からの、X組合の組合員に係る未払賃金及び未払ガソリン代の支払を求める平成30年11月27日付け及び同年12月4日付けの団体交渉の申入れを拒否したことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、令和元年6月28日に申立てがされた事件である。

### 2 本件の争点

- (1) X組合の組合員であるA1及びA2は、Yとの関係で労組法上の労働者といえるか。
- (2) (1)において労組法上の労働者といえる場合、YがX組合からの平成30年11月27日付け及び同年12月4日付けの団体交渉申入れを拒否したことは、労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。
- (3) (2)において労組法7条2号の不当労働行為に当たる場合、本件申立ては救済の利益を欠くといえるか。

### 3 主文

本件申立てを棄却する。

### 4 判断の要旨

#### (1) 争点(1)について

##### ア 労組法上の労働者性の判断枠組み

労務供給者が労組法3条の労働者に該当するかの判断に当たっては、①事業組織への組入れ、②契約内容の一方的・定型的決定、③報酬の労務対価性という判断要素に照らして判断すべきであり、団体交渉の保護を及ぼすべき必要性と適切性が認められる場合には、当該労務供給者は、労組法上の労働者に当たるとみるべきである。また、補充的に、①を補強するものとして、④業務の依頼に応ずべき関係といった要素も考慮し、①から③までの判断に関しては、⑤広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束といった要素も考慮すべきである。他方、⑥当該労務供給者に、顕著な事業者性が認められる場合には、労組法上の労働者性は否定されることになるといえる。

##### イ 事業組織への組入れ

(ア) A 1 組合員らは、Y の業務の遂行の量的又は質的な面において不可欠又は枢要な労働力と位置付けられていたことは否定し難い。もっとも、事業組織への組入れを肯定的に評価する事情としての第三者に対する表示や専属性は認められず、A 1 組合員らについて、事業組織への組入れがあったとまではいえない。

(イ) また、Y は事前に配達区域やシフトを定めていたところ、シフト作成段階において A 1 組合員らに一定の諾否の自由があったものと認められるのみならず、Y は、配達員から前日や当日に都合により配達できないとの連絡を受けると、その日に休んでいる配達員に稼働を依頼したり、Y 自身が配達先を増やすなどして対応していた。さらに、配達員が休みを取得した場合であっても、特段の不利益取扱いはされなかった。したがって、事業組織への組入れに関する補充的判断要素としての業務の依頼に応ずべき関係について、A 1 組合員らと Y との関係がそのようなものであったと評価することはできない。

#### ウ 契約内容の一方的・定型的決定

A 1 組合員らと Y との間の労務供給契約は、その重要部分である労務供給の時間や方法について自由度の高い契約であり、さらに、Y は、早朝の仕分け等の業務を免除する等、配達員の都合を一定程度受け入れる方法で契約を締結していた。したがって、A 1 組合員らと Y との間の契約内容が、Y により一方的・定型的に決定されているとはいえない。

#### エ 報酬の労務対価性

A 1 組合員らの報酬は、中心的な業務である配達業務については配達個数に応じた完全出来高制であった。すなわち、習熟度によって業務に必要な時間に差異が生じることからすれば、結果に対する報酬という性格が強く、労務対価性を認めることはできない。

#### オ 広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的・場所的拘束

業務の性質上、仕分業務の場所や作業時間が一定程度指定され、配達時間に制約があることは当然であり、加えて Y は、時間に遅れた配達員に対しても、ペナルティーを課していなかった。他方で、労務供給契約の重要部分である労務供給の時間や方法について自由度の高い契約であり、各配達員は、Y に対して、個別の小包についての配達完了や 1 日の業務が終了した旨の報告を行うこともなかったことなどからすると、A 1 組合員らは、本件業務について、時間的・場所的拘束を受け、かつ広い意味で Y の指揮監督に従って業務に従事していたものと評価することはできない。

#### カ 小括

以上のように、本件に現れた諸事情を総合考慮すると、労組法上の労働者性を否定する判断要素である顕著な事業者性について考慮するまでもなく、A1組合員らは、Yとの関係において労組法上の労働者に当たると評価することはできない。

(2) 争点(2)及び争点(3)について

争点(2)について、A1組合員らは労組法上の労働者には当たらないことからすれば、Yが団体交渉申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為には当たらない。

したがって、争点(3)について判断するまでもなく、本件申立ては棄却を免れない。